

区行政改革 第2期(平成20年度～22年度)の主な取組実績

(1)地域の課題を発見し、迅速・的確な解決を図る区役所

【区における地域課題への的確な対応】

①区役所を地域のまちづくり拠点として整備

- ◆地域安全担当主幹を地域振興課に設置、まちづくり支援担当を企画課に移管(20年度)
- ◆地域防犯活動拠点の整備(20年度～22年度)
- ◆上平間自転車保管所の整備、登戸駅機械式駐輪場開設(20年度)
- ◆自転車等放置禁止区域の指定の拡大(20年度：川崎新町駅ほか、21年度：横須賀線武蔵小杉駅ほか、22年度：津田山駅ほか)
- ◆商店街を活用した地域課題解決事業のモデル(中原区・宮前区)実施(20年度～22年度)
- ◆地区まちづくり育成条例の制定・運用(21年12月制定、22年4月施行)
- ◆道路公園センター・都市基盤整備事務所の設置(22年度)

②区役所を総合的な子ども支援拠点として整備

- ◆各区役所に「こども支援室」を設置(20年度)
- ◆「こども文化センター活用型地域子育て支援センター」の開設・拡充(20年度～22年度)
- ◆各区役所に「学校支援センター」を設置(21年度～22年度)
- ◆「こども支援室」に幼稚園・保育園との連携を目的とした組織整備を実施(22年度)

(2)地域活動や非営利活動を支援する市民協働の拠点としての区役所

【区における市民活動支援施策の推進】

①区における市民活動支援の推進

- ◆協働型事業委託推進マニュアルの策定(20年度)
- ◆市民提案型協働事業の実施(20年度～)
- ◆ポータルサイトの運用(20年度～)
- ◆「地域コミュニティの活性化に向けた考え方」の作成(22年度)

②区における市民活動支援拠点の有効活用

- ◆小中学校特別教室等の新規開放(20年度～)
- ◆市民館、スポーツセンター、文化施設等、市民利用施設を区が管理運営(22年度～)

(3)市民に便利で快適なサービスを効率的、効果的かつ総合的に提供する区役所

【便利で快適な区役所サービスの効率的・効果的・総合的な提供】

①利便性の高い快適な窓口サービスの提供

- ◆「区役所サービス向上指針」の策定（20年度）
- ◆同一区内における住所地による窓口指定の廃止（20年度）

②区役所と支所、出張所等の機能分担と効率化

- ◆行政サービスコーナー・連絡所において行政サービス端末の稼動（20年度～）
- ◆区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編実施方針の策定（20年度）
- ◆（仮称）市税事務所整備方針の策定（20年度）
- ◆菅連絡所を廃止し、菅行政サービスコーナーを開設（22年度）
- ◆宮前連絡所機能再編基本計画の策定（22年度）
- ◆行政サービスコーナーの日曜日開設時間の拡大（22年度～）（「9時～13時」→「9時～17時」）
- ◆行政サービスコーナーの端末稼動開始時間の拡大（22年度～）
（月曜日～金曜日「8時30分～19時」→「7時30分～19時」）

③区役所等庁舎の計画的・効率的な整備

- ◆幸区役所庁舎整備基本方針の策定（21年度）
- ◆幸区役所庁舎整備基本計画の策定（22年度）
- ◆川崎区役所道路公園センターの再整備に向けた基本・実施設計（22年度）

(4)地域住民の総意に基づく自治を実践する区役所

【市民参加による区行政の推進】

①区民会議の運営

- ◆区民会議の運営（第2期区民会議：20年度～、第3期区民会議：22年度～）
- ◆区民会議交流会の開催（21年度開催、22年度東日本大震災の影響により中止）

②区における総合行政の推進

- ◆各区役所に企画課を設置（20年度）
- ◆協働推進事業費を各区へ直接配当（22年度）
- ◆23年度予算において協働推進事業費と区の課題解決に向けた取組を「地域課題対応事業」として統合し、予算権限を区長に付与（22年度～）
- ◆区長の議会出席の拡充（22年度～）